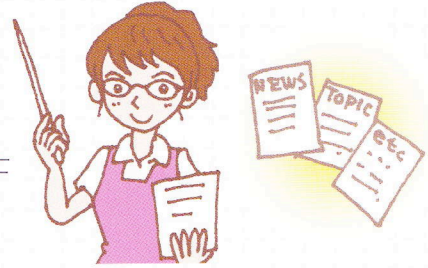


# 今どき NEWS これだけは！

## 今月の TOPIC 歯科衛生士の業務範囲

赤井綾美 / NPO 法人関西ウェルビーイングクラブ・歯科衛生士



### ■ 歯科衛生士業務の法的根拠

歯科衛生士の業務範囲は、昭和23年に制定された歯科衛生士法に規定されています。第1条には「歯科疾患の予防および口腔衛生の向上を図ることを目的とする」とあり、私たちは時代背景と合わせ、法の目的をつねに認識することが重要です。

法制定時の業務は、「歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること」と「歯牙および口腔に対して薬物を塗布すること」の2つで、歯科衛生士の業務独占と規定されました。その後、昭和30年の法改正で、「歯科診療の補助をなすことを業とすることができる」とされ、平成元年には、「歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことができる」が追加されました。

### ■ 業務範囲の拡大

昨今、要介護高齢者の口腔の状況と全身との関連が明らかにされる中で、歯科衛生士が担う要介護高齢者への業務の増加とともに、制度や法令も整備されつつあります(表1)。今後、医療連携体制における情報提供やカンファレンスへの参加などによって、業務の連携推進のキーパーソンとなることが期待されます。

また、介護現場での介護者による身体介護が医行為と重なる事例が問題となり、平成17年に医師等の免許を有しない者が医行為と判断される行為を行うことが一部許容されました。その中には「重度の歯周疾患がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭」が含まれるため<sup>1)</sup>、介護職への口腔清掃指導等は、歯科衛生士の重要な役割となります。

さらに、歯科治療の高度化・専門化にともない、歯科診療補助の範囲が拡大される中で、歯科医師でなければ行ってはならない絶対的歯科医行為と、歯科診療の補助として歯科衛生士が行う相対的歯科医行為の区分があいまいな現状があります。そこで平成20年に日本歯科医学会より「歯科衛生士の診療の補助業務についての考え方」が示されました。

### ■ 歯科衛生士の展望

平成15年に施行された健康増進法では、基本方針に「歯の健康」が位置づけられました。しかし、う蝕の罹患状況は地域格差が大きく、歯周疾患は国民の約8割が罹患しており、さらに要介護高齢者への対応は課題が山積しています。

今後は、私たちが自身の法的根拠を認識し、「歯科疾患の予防」という存在意義に立ち返り、生涯にわたる口腔の健康の維持と、QOL向上に向けた社会へのはたらきかけを専門性として確立していくことが、職種の責任ではないでしょうか。

#### 参考文献

1. 平成17年7月26日 厚生労働省医政局長通知(医政発第0726005号)。医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について。
2. 石井拓男. 日本の歯科衛生士の職務の現状. 日本歯科評論 2007; 67(2): 89-93.

表1 歯科衛生士による在宅訪問指導、口腔機能の向上サービスの変遷

根拠法(制定年度)	名称	サービス提供者・場所
老人保健法(平成4年) ⇒健康増進法に移行	訪問口腔衛生指導	市町村
医療保険制度(平成2年)	訪問歯科衛生指導	歯科医療機関
介護保険制度(平成12年)	居宅療養管理指導	指定居宅療養管理指導事業所 <一般高齢者施策> 市町村保健センター、公民館
改正介護保険制度(平成18年)	地域支援事業	<特定高齢者施策> 「口腔機能の向上サービス」 市町村保健センター、公民館、委託する場合は民間事業所
☆予防重視型システムへの転換	予防給付	「口腔機能の向上サービス」 介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション